

## 『明暦江戸大火之記』と『むさしあぶみ』：写本から板本へ

市古, 夏生  
お茶の水女子大学教授

<https://doi.org/10.15017/4741963>

---

出版情報：雅俗. 9, pp.2-15, 2002-01-30. 雅俗の会  
バージョン：  
権利関係：



## 『明暦江戸大火之記』と『むさしあぶみ』

市古夏生

— 写本から板本へ —

一

仮名草子を近世初期の散文文学と規定するとして、仮名草子の展開は文字通り出版文化の進展と軌を一にしているといっている。文学に限っていえば、前時代までは写本文化の時代であったし、書物史の上でも圧倒的に写本文化が優位であった。疑いもなく近世初期は写本文化から出版文化への移行期の初発に位置し、大きな変革の時期であった。そういう時代には文学の方面から見れば、写本として流布してきた古典を板本化することが通常であり、実際に古典は書肆の手によって着実に出版されていき、御所を中心とする公家社会から解放され、民間に

行き渡るようになる。

その一方、新たに執筆された著作は新しいメディアまで視野に入れる例は少なかったはずである。従来通りにならずオリジナルの原本が執筆され、その後写本が若干でも流通して、その中で出版書肆が見出して出版されるものもあれば、写本のまま終わるものもあった。それが寛永・正保・慶安頃までの出版界の在り方であった。

そういう状況は明暦・万治頃を境にして一部変化するように思われる。出版を前提として作品を執筆するという態度を保持する作者が出現するのである。勿論、書肆が商品となる書物を提供してくれる人士を求め、発掘するということに起因しての作者の出現であることは言うま

でもない。対読者意識を持ちつつ売れそうな商品を提供することが可能な文筆家として、その名を残している人が浅井了意であり、中川喜雲なのである。

浅井了意は万治二年刊『堪忍記』あたりから本格的に活動を開始する。了意の作品の特徴の一つに、先行作品に依拠して新たな作品を産み出して行くという方法がある。『可笑記』を評判した『可笑記評判』という評判形式以外に、鈴木正三の片仮名本『因果物語』に改変を加えるとともに独自の因果咄を増補した平仮名本『因果物語』、林羅山の『將軍家譜』をほぼ忠実に和訳しながらも、自己の歴史観などを折に触れて挿入した『將軍記』、あるいは『剪燈新話句解』などの中国の奇談を翻案し時代背景に『將軍記』を利用した『伽婢子』など、何らかの形で先行書に依拠して書き上げたものが少なくない。『東海道名所記』にせよ『堪忍記』にせよ、複数ではあるが既に典拠が明らかにされている。本稿では従来触れられなかった『むさしあぶみ』の典拠とおぼしき資料について考えてみたい。

## 二

『むさしあぶみ』は明暦三年正月十八日、十九日の両日にわたって江戸に起きた大火に取材した仮名草子である。大火より四年後の万治四年に河野道清から刊行されたものが初板であり、この作品も署名はないけれども、浅井了意の作と認定されている。水江漣子氏によって、『東京市史稿』に所収の記録類と比較検討した上で、<sup>注1</sup> 災の記録としてかなりの精度を保持していることが実証されている。以後、岡山大学付属図書館池田家文庫蔵の『武蔵あぶみ』が発見され、<sup>注2</sup> すでに『異本武蔵鑑と研究』に活字で紹介・研究がなされている。赤羽学氏は『武蔵あぶみ』と『むさしあぶみ』の構成、記事、記述法などの観点から、記録類を参照しつつ比較検討して、「同名同素材とはいうものの、描写の面では殆ど関係がない」として、両書に類似する「泥酔した男が助かる話も、多分別々に取材したものと思われる」と慎重な言い回しながら、直接的関係は認められていない。むしろ両書にはそれぞれ親に相当する資料があり、それが幕府方の記録

『寛明日記』などではないか、とも述べている。確かに両書は直接的に関係があるとは考えがたいほどに距離がある。了意は先行文献を利用する場合、文章をそのまま取って来て、あまり趣向を凝らさない。つまり先行文献と対比すれば、表現まで一致する例が多く、利用したことが明白な使い方をすることが特徴なのである。そういう点からしても、『むさしあぶみ』と『武蔵あぶみ』の關係は少なくとも、『武蔵あぶみ』を参照したわけではないことの了解は得られよう。

ところで三井文庫に『明曆江戸大火之記』と題する写本一冊が所蔵されている。江戸時代中期頃の写しと思われる。やはり明曆大火について書き述べたものであるが、該書には卷末に次のような識語が付されている。

近キ比、江戸ニ而何人か知らず、武蔵鎧と題号し、右一件を咄し本の様ニかる口とん作のおかしき事を書、板行に彫て世上に飢ふ。此書を見て抜書したる物成へし。正しき所も有。又附事して面白く書たるもみへたり。證とすへからず。併其所遠慮するか、姓名もなし。又は 御城内外上之事は恐多く思しか、

皆略せり。尤之事也。

とあって、その最後に「明曆四年戊正月日」と年月を記している。この識語で示唆していることは、

①近年江戸で「武蔵鎧」という書物が出版されていること、

②それは明曆の大火を咄し本のように軽口でおかしいことを記していること、

③『明曆江戸大火之記』を抜書したものであること、

④正しい部分も、付会した部分もあり、事実としてはならないこと、

⑤遠慮したのか、実名を省略していること、

⑥江戸城内のことは、恐れ多いからか省略していること、

の六か条になろう。この識語にはやや怪しげと思われることが記されている。①に関して、江戸において「武蔵鎧」なる書物が出版されたことは確認できないし、大火の一年後の明曆四年正月以前、識語の雰囲気から明曆三年の刊行と思われるが、これに該当する書物は見出せない。「武蔵鎧」は『むさしあぶみ』を指すと考えてよか

ろう。『むさしあぶみ』の初板は万治四年三月に京都寺町の河野道清によって出版されており、京板であることも疑問の余地がない。この識語が書写者によって執筆されたとして、その年代は万治四年三月以後でなければ、あり得ないということになり、「明暦四年戊正月日」は極めてうさん臭い年記ということになる。因みに該書は本文冒頭から最後に付された識語にいたるまで一筆である。この識語の前に作者の奥書が置かれている。次にこれを紹介しておこう。

右之一件実證所々尋求て或は聞書、又は書留などを写し、證ニ不成事、怪敷事共は略之。又は上之御改御役人方之覚書を写し取て、書記ものなり。此外ニももれたる事多かるへし。慥成事は後の人書足願ふ物也。

明暦三年西七月 江府住

とあって、「江府住」の左脇に人名を墨で黒々と消した痕跡があり、その更に脇に「四拾五歳書」が添えられている。江戸に住んでいる四十五歳の人間の執筆ということのみ知り得る。塗潰された字は判読しかねるが、浅井

了意の可能性もないわけではない。了意は元禄四年元旦に八十位で死亡と推測されており、明暦三年には四十六位となる。これ以上の憶測は問題を複雑にするだけなので止めにしておこう。

### 三

さて識語の②から⑥は『むさしあぶみ』と『明暦江戸大火之記』の関係について、具体的に指摘しているので、『明暦江戸大火之記』の内容についての検討に入ろう。「抜書」と評するように、『むさしあぶみ』と類似することは勿論のこと、文章も極めて酷似していると言わざるを得ない。まず冒頭部分を掲げてみる。

扱も明暦三年丁酉正月十八日の辰刻計の事成に、乾の方より風吹出し、頻に大風と成、ちりはこりを中天に吹上て空にたなひく有様、雲か霞か煙のうつまくかことくあやしむ程に、江戸中の貴賤門戸も開えず、夜は明なからまたくらやみのことく、人の往来も更になし。未ノ刻に至る時分、本郷四丁目西口に本妙寺とて日蓮宗の寺より俄に出火、悉煙り天をか

すめ、寺中一同に焼上る。折節魔（横に「鬼」）十方二吹廻し即時に湯嶋へ焼出たり。

大火の発端から本文が始まるのである。これに対して『むさしあぶみ』は冒頭に楽斎坊が京都の北野神社で旧識の商人と遭遇して、この男から江戸の大火の話を所望されたという一条を置き、以下楽斎坊が大火の模様を叙述していくというスタイルを採用している。やはり大火の叙述の最初は、

扱も明暦三年丁酉正月十八日辰刻ばかりのことなるに、乾のかたより風吹出し、しきりに大風となり、ちりほこりを中天に吹上て空にたなひきわたる有さま、雲かあらぬか煙のうずまくか、春のかすみのたな引かとあやしむほどに、江戸中の貴賤門戸をひらきえず、夜は明ながらまだくらやみのごとく、人の往来もさらになし。やうく未のこくにおしうつるに時分に、本郷の四町め西口に、本妙寺とて日蓮宗の寺より俄に火もえ出て、くる煙天をかすめ、

とある。「雲か霞か煙のうつまくかことくあやしむ程」と「雲かあらぬか煙のうずまくか、春のかすみのたな引

かとあやしむほど」というレベルでの表現上の違いが若干あるにせよ、ほぼ同趣旨の文であることは、一読すれば明らかである。今一例を掲げたが、このような酷似した箇所はかなりの部分を占めている。正月十八日の火災の発生から始まり、両日の大火の結果として本郷より芝まで野原となり、焼け残ったのは橋では浅草橋と一石橋のみ、死者の数十万式千百余人、事後の出来事を書き連ねるまでほとんどが類似している。ただ『明暦江戸大火之記』は箇条書きの形式を採っているので、各条は必ずしも緊密に結びつけていない。従って最初の条で、人々が靈巖寺へ逃げ更に追われて海辺へ逃げ惑う様子を描き、火災の原因を西風と、旧冬より降雨のないことによる乾燥であるとして、「もへ付く焼上る有様、何に縦ん方もなき、おそろしかりける事共也」でこの条を結んでいる。ところが『むさしあぶみ』ではその結びは、「風にとびちる炎十町廿町をへたてたる所へ、もえ付く焼あがる程に」までが該当するが、ほぼ同じ内容ながら、次への展開が『むさしあぶみ』は円滑に行われている。

小異はあるけれども、『明暦江戸大火之記』と『むさ

しあぶみ』はほぼ同じであり、両書は極めて近い関係にあるとわかっていい。先に引用した識語③「『明暦江戸大火之記』を抜書したものであること」を信用するとすれば、『むさしあぶみ』の種本として『明暦江戸大火之記』がクローズアップされてくるのである。そして明暦大火に関する記述のみで構成される『明暦江戸大火之記』に、語り手としての楽斎坊を設定することによって、小説的結構を備えた『むさしあぶみ』を誕生させたということになる。

そのことを検証するべく、両書の違いを見ていこう。識語④「正しい部分も、付会した部分もあり、事実としてはならないこと」は『むさしあぶみ』に付会した記事が見られるとの示唆である。『むさしあぶみ』にのみ書かれている箇所は、冒頭の北野神社で楽斎坊が狛物売りと出会って明暦の大火について語る場面、最後に楽斎坊が経験した火災時の様子と、それに続く中国・日本における火災史、この二点なのである。すなわち楽斎坊関連と和漢の火災史の部分が付加されていることになる。特に楽斎坊が酒の酔いで助かり、その家族が焼死した件が

付会、あるいは軽口咄と指摘されている箇所であろう。

識語⑤「実名を省略していること」についてはどうであろうか。火事場に盗人が横行し、車長持や長持などを取っていく話がある。『明暦江戸大火之記』では五番目置かれている。ここは『むさしあぶみ』では

ゐはいやの某が、我一跡は是なりとて、つくりたる大位牌小ゐはい、漆ぬり箔綵いろく成けるを、車長持にうち入引出し、

とあるが、『明暦江戸大火之記』には

通り鍛冶町に位牌屋権七といふ仏師有。筋違橋の方より段々焼来る間、諸道具不残衣類迄荷へ仕廻、扱大分の位牌共箔綵木地色々有けるを、車長持へ悉く詰、

となっていて、住所と人名を単刀直入に記述している点に大きな相違が見られる。つまりより具体的な描写に踏み込んでいってよからう。これに似た例を二つ紹介しよう。石出帯刀が牢屋に入っている罪人を解放する話が『明暦江戸大火之記』七番目にある。鎮火後に囚人は蓮慶寺に集合することになっており、殆どがこの約束

を守った。ところが一人だけ戻らなかった。それに關して『むさしあぶみ』には

其中に一人の囚人しかもいたりて科の重かりしが、よき事におもひて遠く逃のび、我古郷にかへりしを、在所の人々此ものはたすかるまじき科人なるに、のがれてかへりしこそあやしけれとて、つれて江戸へまいりければ奉行がた大にくませ給ひてころされしとなり、

として、約束を守った罪人を許す処置をとったのに対してこの囚人は処刑されたのである。『明暦江戸大火之記』には

其中に、又壹人の囚人有。しかも科の重き者也しか、能事に思ひて遠く逃行、信笈植科郡神原村百性三左衛門倅年廿五、我古郷へ帰りけるを、在所の者申けるは、此者は親殺し、助るましき科人也。然るに今爰に來、差置ては後難計かたし、とて、召捕て江戸へ引ければ、奉行もにくみ玉ひ、終に□にそ行われけり。

とある。ここには囚人の出身地、身分、通称、年齢、そ

れに犯した罪が「親殺し」とまで具体的に書き込まれている。なお、「植科郡」は「埴科郡」の誤写であることは言うまでもない。もう一例、母親が死んだと思い、葬式を済ませるが、母が帰ってきたのを見て、幽霊かと大騒ぎする話がある。『明暦江戸大火之記』の十三番目に置かれている。『むさしあぶみ』上巻の最後に該当する。「らくさいばう又かたりけるやう、それがしの母もゆき方なくなりしかば」で始まり、死んだと思つて捜し回り、母に似た死者を連れ帰り、親族一同で嘆き悲しんでいると、母が帰宅して、一同が幽霊が現れたと大騒ぎする場面である。ところが楽齋坊は『むさしあぶみ』のみに登場する大火の語り手なので、『明暦江戸大火之記』に存在するはずがないのである。この条をやや長文にわたるが引用しておこう。

爰に又伊勢屋久右衛門とて酒紙其外色々見せに差置、手代も下人も五七人召仕ふ町人、日本橋辺に有けるか、母其砌病氣にて歩行成かたく、いかゞせんと騒所に、急度思ひ付、古キ葛籠に布団を敷、かの母を入、家來かつき出、築地門跡の門前に差置、休ける

所に、寺中より火出て俄に騒動す。此まきれに、かの葛籠盗人ぬすみ取て、本所の方、静成所におろし、定而小袖類ならんと明てみたれば、八十計のぼゞ也。盗人こふをわかし、其儘そこに捨置たり。

扱右の悴久右衛門、母を負逃し家来を所々尋れ共見へす。門跡の前成焼死人の中に定而有らめと、泪ながらに尋、少心当りの有ける死骸、是こそ紛れ無母よ、と戸板に載、小屋掛の家内へ持帰り、葬礼の義式取行ひ、旦那寺へ送りける。妻子けんそく深く歎き居たる所へ、母杖にすかり、ぼうくたる姿にて帰りければ、家内男立騒ぎ、それお袋様の幽霊来り給ふと逃走。そろく上へあかり、右の有様語りければ、扱は最前の母と思ひしは人違成とて、旦那寺へ其段断けり。是こそ本の入レ仏寺成とて、人々笑ひける。

前段と後段に分けると、後段は母が生死不明の中、息子が母の死骸と見誤った話である。この点に着目すれば『むさしあぶみ』の楽斎坊の話は、後段と類似することが明瞭である。しかし日本橋辺の商人「伊勢屋久右衛門」

とその母の話として展開しており、様相を大分異にするのである。ところが前段の話についても、類似した話が『むさしあぶみ』の中に見出せるのである。それは「楽斎房申すやう、いかに狛物うりどの聞給へ」で始まる、彼自身の身の上話のところである。十八日の火災で被害に遭わなかったことを祝って、翌朝から飲んだ酒に泥酔し、

又火事よといふに妻子ども我をいかにとかすべきて。車長持のおし入。鎖をおろして引出し。芝口にうちすてたり。ぬす人どもあつまり鎖をねぢぎり。

長持をうちわる音のねみゝに入て目をさまし。

となつて、以下楽斎坊が六道を経験するがとき文章が続いている。放置してある葛籠や長持を盗人が明けて、人間が入っていることで期待はずれに終るといふ点で両者は一致している。

以上、識語⑤「実名を省略していること」に関する検討を行つて来たが、『明暦江戸大火之記』には固有名詞がしっかり書き込まれていることが確認できたように思う。ただし正確な情報なのか、いい加減な情報なのか、他に資料がないので判断するわけにはいかない。

四

次に識語⑥「江戸城内のことは、恐れ多いからか省略していること」は、どこに起因する発言なのであろうか。

江戸城内に関しては『むさしあぶみ』にも触れていないわけではない。十九日の火災で「左右典厩公の両御殿、中の丸様、御殿守、二の丸、三の丸を初めとして」諸大名屋敷が焼失したとのこと、また申の刻「紅葉山西の丸は堅固に残りけるこそあやうけれ」、それとやや重複するが同じく申の刻「東照権現の御やしろ、紅葉山へ猛火しきりに吹付しかば、あやうかりける処に西の丸つゝがなく残りけるこそめでたけれ」とあり、さらに被害を総括しているところで「御城の殿守大手の御矢ぐらをはじめて」と書かれており、いずれにしても江戸城内にも火がかかったことは判明する。しかしこれのみであり、具体的記述は一切ない。武家方、町方ともに名称を列挙していく記事は少なくないけれども、城内に関しては触れなさ過ぎる感が確かにある。ところが『明暦江戸大火之記』には『むさしあぶみ』と同じ記述があることはも

ちろんのこと、大火後の江戸の様子を描いた後に、すなわち一番最後に城内の記述が長々と繰り広げられている。「前に云通り、本郷の出火は神田明神の方に吹出し」で始まり、

最早 御城危く、御殿へ火の子移らんとみへければ、御老中被申上けるは、早御城危く御座候、御立退可然候、奥向はもはや皆山の手の方也、御逃申上たり、急御出立可被遊、と申上ければ、尤に思召然らば供廻り、西はね橋へすへし。扱先城内の役人共は不及、番人共不残城を明、何方に成共面々思ひくゝに立のくへし、急目付共に申渡し、触流すへしとの上意也。御老中奉畏、御目付中へ被仰、御城内中へ被触流ければ、御城内の面々は必死に定覚悟、極めて居候面々、誠に難有き御仁徳と泪を流し、思ひくゝに逃しりそく。(中略) 扱又大君にははね橋より御馬に召せられ、御供の人々には御老中、若年寄、御側衆、御小性、御小納戸衆、大勢なれば、銘々姓名は略之。其外、外様、御番衆、御旗本の面々、番頭、物頭、御先手、御持筒、弓槍奉行、弓鉄砲に

玉を込、火繩に火を附、与力同心、何も徒はたし、其外に井伊掃部頭、松平肥後守、藤堂和泉守、松平一統御譜代大名、御家門は不及申、御先前後を行列そなへ立、藤堂に田安御門出御、門へ御掛り、牛込御門を出御、神楽坂ヲ御上り、寺町通り酒井讃岐守下屋敷へ御入、御館の廻りはいふに不及、屋敷外迄御番衆、其外役人諸大名夥敷固ける。

と城内の騒然とした状況を描いており、老中が將軍に城を離れるように進言し、將軍はそれを受け入れ酒井讃岐守下屋敷に移ったというのである。さらに続けて奥向の女性が酒井讃岐守下屋敷に引き移る様子を克明に描いている。前引の一文「奥向はもはや皆山の手の方也」から考えて、將軍の退避と奥向の退避とが、時間通りに並べられていないことは明瞭である。そうした記述の前後はともかくとして、江戸城内の混乱と城外への脱出がリアルに描写されているのである。この件を指して、識語⑥「江戸城内のことは、恐れ多いからか省略していること」と指摘していることは疑問の余地がない。確かに江戸城内のこののみならず、將軍そのものの動向まで伝えてい

るので、恐れ多いと感じることは当然なのである。これも周知のことであるが、享保七年に出された出版に關わるお触れに、將軍家關係の記事を禁止する条項が含まれていること、それより以前から將軍家關係の記事に対する規制、ないしは自主的規制があったことは間違いない。ところで先に紹介した岡山大学附屬図書館池田家文庫蔵『武蔵あぶみ』は現在のところたった一本しか伝本がない。ここから判断するに写本としてしか流通していないし、その写本も拡散したとは考えがたい。従って出版物に対する規制は作用しないはずである。そして該書には將軍關係の記事が見出せるのである。江戸城に火が近付いたとき、西の丸への移動を近臣が勧めると、

われよく此火のていをみるに、これたゝ事共おほえす。天の我をほろほす物ならん。たとひ西の丸へうつりて、てんうんにまかせ、万死を出、一生をうるとも、ま風はけしくして、火十方にふきかけゝれはのかるゝ所なし云々

と將軍は述べ、退避行動を拒否する。しかし天守まで焼け始め、諸臣の主導で西の丸へ移動するが、さらに危険

な状態になったので、酒井讃岐守の屋敷や時の老中松平信綱の居城川越城へ移ることを検討、結局のところ城内の様子を見ることになるのである。このように『武蔵あぶみ』には將軍や近臣の言動、それに城内の様子に筆をかなり費やしており、それが極めて自然なことに思われるのである。

万治四年に出版された『むさしあぶみ』は江戸城内について語らな過ぎることは、出版物という点に理由が求められる。一方『明暦江戸大火之記』は十分に触れているけれども、問題は將軍が江戸城外、牛込の酒井讃岐守の屋敷に移動したという記述である。この点は『武蔵あぶみ』と大きく相違する。『東京市史稿』変災篇第四に所収の明暦大火関係の諸史料には將軍は西の丸へ移ったものしか見当らない。諸史料の中には幕府関係のものだけでなく、諸藩のものも含まれており、將軍は江戸城内に留まったと見ている。

ともかく『明暦江戸大火之記』には將軍の行動など江戸城内のことが記されており、しかも行動の内容が諸史料と大きな違いを見せ、この点で將軍について一切記さ

ない『むさしあぶみ』、西の丸に留まったとする『武蔵あぶみ』とは関係性を持たないと言わねばならない。

## 五

『明暦江戸大火之記』の識語を本文に即して検討してきたが、その主張にはある程度根拠のあることが確認できたように思う。しかしながら、該書には成立に関して疑惑を感じざるを得ない点が認められる。一つは著者による明暦三年七月の奥書である。前に述べたように人名の部分を書き塗り潰している。二つ目は書写者の識語の年記とその内容である。明暦四年正月としているが、前述のように『むさしあぶみ』の最初の出版は万治四年三月なることは動かせない。明暦四年正月の時点では少なくとも出版された『むさしあぶみ』を見られるはずがないのである。それにもかかわらず、『むさしあぶみ』に触れているのは、極めてうさん臭いことになる。年記を作為した可能性が強い。本来は万治四年三月以後、それもそう離れた時期ではないはずなのである。三つ目は本文中に、大火後の処置として「其年の暮に焼失の大

名へ不残黄金高に応じ下されけり」という一文である。しかもこの一文は『むさしあぶみ』にも存在する。「其年の暮」とは明暦三年十二月のこと、奥書の七月成稿ではこの部分の記述は有り得ないということになる。ところが前述のように『明暦江戸大火之記』は近世中期頃の写本であり、明暦・万治頃のものではない。誤写もかなり認められ、転写本かと思われる。奥書には「慥成事は後の人書足願ふ物也」ともあるので、後人が書き入れた可能性も否定はできない。

以上述べ立てたように、『明暦江戸大火之記』には成立に関して幾つかの疑義が生じるのである。そこから導き出せる解答の一つが『むさしあぶみ』に改竄を加えて『明暦江戸大火之記』に書き改めたという考え方である。楽斎坊を消し去ることによって小説的要素を取り除き、実録風に仕立て上げた。「某」に人名を当て、江戸城内の件を加える作業、そして大火災害の歴史を削除することともその一貫と看做せる。さらに奥書や識語を付して『むさしあぶみ』は本書を元にして成立していることを読者に吹き込むのである。しかし明暦三年七月の奥書、

明暦四年正月の識語のそれぞれの年記から、実はそれが虚妄であることが判明するような仕掛け、ということになる。偽書作成の楽しみ、人を欺いて楽しむ、ということなのであろうか。

しかしながら識語が説いている、『明暦江戸大火之記』から『むさしあぶみ』へという可能性も十分認められ、すこぶる魅力的な説であることは言うまでもない。その説に立つとすれば、本書を入手した了意は、恐らくは書肆河野道清經由なのであろうが、読み物として出版するために、不具合なところを修正し、新たに付加もしたのである。楽斎坊を語り手として登場させ、彼自身の体験談として小説に仕立て上げた。具体的に言えば、冒頭の北野神社で楽斎坊が狛物売りに出会い、明暦の大火について語る経緯を描く場面、楽斎坊の酔態ぶりとそれ故に火災の難を逃れた話が付加され、伊勢屋久右衛門の母の話を楽し斎坊の母の話に改変することなどがそれに該当する。個人名は臚化されて「某」にし、將軍や江戸城内のことは憚れるのでカットした。写本の段階で入っていた個人名を、出版する際に臚化することは『目覚し草』に

その例があり、出版化にあたってこうした配慮を巡らせ  
ることは通常のことであろう。また將軍家や江戸城内に  
関する話題を憚ることも、出版する際の常識と考えてい  
い。こうした作業をなしつつ、未熟な表現を修正し、了  
意の教養を生かして中国・日本における火災史を付け加  
えると、万治四年刊『むさしあぶみ』が出現する。

分かりやすく、滑らかな表現で記され、漢字表記を少  
なく押さえてある『むさしあぶみ』から、未熟な表現で  
漢字表記を多用する『明暦江戸大火之記』へという移行  
は、人を欺いて楽しむという説明だけでは納得しがたく、  
合理的な説明が極めて難しいように思われる。もう一点、  
些細なことに属するが、次のような文章上の相違が認め  
られる。前述のように、十九日に江戸城内が危うくなっ  
たことを簡略ながら伝える箇所がある。『むさしあぶみ』  
では

東照権現の御やしろ、紅葉山へ猛火しきりに吹付し  
かば、あやうかりける処に、権現おう護の御力をや  
添られけん。俄に北風となりて吹きければ、西の丸  
つゝがなく残りけるこそめでたけれ。それより南の

#### 方（後略）

と記されている。『明暦江戸大火之記』には、その箇所  
を

御城内紅葉山へ猛火しきりに吹付 東照宮の御社も  
危かりける所、権現様おふこの御力にや、俄に風  
替り北風と成ければ、紅葉山并西丸恙なく、夫より  
南の方、大名小路吹付、

と表現している。ここで注目したいのは『むさしあぶみ』  
に「西の丸つゝがなく残りけるこそめでたけれ」とある  
部分である。幕府を意識してなされた表現であることは  
まちがいになく、殊更らしく了意が加えるように思わ  
れる。『明暦江戸大火之記』でも「東照宮」あるいは  
「権現様」の前を空白にしており、徳川家康や將軍家に  
対して敬意を表しているので、「めでたけれ」を削除す  
る理由が見当たらないのである。

以上の点より、私見では『明暦江戸大火之記』を『む  
さしあぶみ』の種本と考えている。本格的な出版時代を  
迎えて、筆力を持ち構成能力のある人物の登場が期待さ  
れている時期、それが明暦・万治年間である。この時期

に出現した第一人者が浅井了意なのである。写本から板本へと道筋は平仮名本『因果物語』が該当する。写本『遠近草』が『狂哥咄』に取り込まれていることも指摘されている。<sup>注4</sup>室町物語『あきみち』も、近世社会にも通じるような形で寛文五年刊『日本廿四孝』の一編として取り込まれている。写本を利用し修正を加えた作品を出版する例が見られる。そして当代の、現に数年前に起こった大火災を描いた『むさしあぶみ』も同様であったとすると、極めて刺激的である。既に筆者は了意が明暦の大火を江戸で体験したのではないか、という説を『本朝武家根元』の存在とその板元を抛り所にして提出している。<sup>注5</sup>しかし体験だけで『むさしあぶみ』を執筆出来るとは思われないことは、坂巻甲太氏の指摘するところであった。<sup>注6</sup>そこに火災の資料的部分は依拠する文献の存在を考える余地があったのである。けれども逸話部分も種本とほとんど重なるとなると、もう一度了意の位置や役割を再考してもいいのではなからうか。

最後に、『明暦江戸大火之記』種本説も決定的でないことは言うまでもない。決定的な要素に欠ける論を展開

することに躊躇したが、このまま放置するのも如何と考  
え、公表する次第である。ともあれ『明暦江戸大火之記』  
全文の紹介なしでは、分かりにくい。近々翻刻を予定し  
ている。

#### 注

- 1 水江漣子「明暦の大火と江戸町方」(『江戸市中形  
成史の研究』昭和五二年)
- 2 未刊国文資料第四期。赤羽学・松浦公平編。昭和  
五二年刊。後述の赤羽氏論は本書所収のもの。
- 3 拙稿『目覚し草』の成立過程」(『近世初期文学  
と出版文化』平成一〇年)
- 4 中村幸彦「印刷の時点」(『中村幸彦著述集』第五  
巻、昭和五七年)
- 5 拙稿「仮名草子・浮世草子における作者と書肆」  
(『江戸文学』二三、平成一三年六月)
- 6 「浅井了意と『むさしあぶみ』」(坂巻甲太・黒木  
喬編『むさしあぶみ』校注と研究』昭和六三年)